児童相談所業務システムＡＳＰサービス提供事業委託業務
公募型プロポーザル企画提案説明書

１　事業名
児童相談所業務システムＡＳＰサービス提供事業委託業務

２　目的
北海道において児童相談業務等を行う際に使用する「児童相談所業務システム」について、業務に支障を来すことなく、確実な稼働を図るためのシステム構築を行い、ＡＳＰサービスの提供を受ける。

３　事業の内容
別添「児童相談所業務システムＡＳＰサービス提供事業委託業務実施要綱」のとおり

４　委託契約の方法等
（１）契約方法
随意契約
（２）契約の相手方の選定
当該委託業務の遂行方法について、企画提案書を審査会等において審査し、最良と認められる企画提案書を提出した事業者を随意契約の相手方とする公募型プロポーザル方式を採用する。
（３）契約の根拠
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の２第１項第２号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）及び北海道財務規則運用方針第３節関係１（２）（契約の目的物が代替性のないものであるとき。）に該当し、随意契約とする。
（４）契約期間
契約締結の日から令和７年（2025 年）２月 28 日
（５）契約書及び業務処理要領
選定された企画提案書を作成した事業者に対して別途作成・提示する。
（６）契約保証金
ア　契約を締結しようとするものは、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。
イ　契約保証金の免除、納付方法等については、地方自治法施行令第 167 条の 16、北海道財務規則（昭和 45 年北海道規則第 30 号）第 171 条及び第 172 条の定めるところによる。

５　予算額上限
委託料　34,997 千円（消費税及び地方消費税相当額含む。）
なお、消費税率は 10%とする。

６　プロポーザル参加事業者の資格要件
次のいずれにも該当すること。
（１）児童相談所業務システムについて複数の自治体での導入実績があること。
（２）北海道内に本社又は営業拠点を有する法人であること。
（３）プライバシーマーク付与事業者及びＩＳＯ９００１の認証を取得していること。
（４）地方自治法施行令第 167 条の４第１項各号に掲げる者でないこと。
（５）地方自治法施行令第 167 条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
（６）道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
（７）暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
（８）暴力団関係事業者等でないこと。

（９）次に掲げる税を滞納している者でないこと。
ア　道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
イ　本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合は除く。）
ウ　消費税及び地方消費税
（10）次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
ア　健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
イ　厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
ウ　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出

7　プロポーザル審査の考え方
審査会等における審査において重視する項目は以下のとおりである。
（１）業務遂行能力
ア　児童相談業務及び情報処理システムに関する知識・専門技術を有しているか。
イ　児童相談所業務システムの他自治体への導入実績があるか。
（２）管理運営体制
ア　当該委託業務を遂行するのに必要なＡＳＰサービス提供体制及び管理体制が整っているか。
イ　プロジェクト管理、スケジュールの現実性及び妥当性・データ移行の手法が適切か。
（３）システム機能及び構築体制
ア　機能要件を満たしているか、データ入力の容易性・機能性・効率化への工夫、情報共有及び進行管理が確実に行えるか。
イ　システムやプログラムの具体的な安全対策・情報漏えい対策・データのバックアップの方法など適切な対応となっているか。
（４）運用保守体制
運用後の保守やサポート体制、トラブル発生時等の対応、稼働後の運用保守の内容及び費用について妥当なものか。
（５）所要経費
経費の見積もり内容は適正で、当該委託業務の適切な執行が期待できるか。

8　手続等
（１）担当部局
北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課児童相談グループ
住　所：〒０６０－８５８８　札幌市中央区北３条西６丁目
電　話：０１１－２３１－４１１１（代表）　内線２５－７５９
０１１－２０４－５２３７（直通）
ＦＡＸ：０１１－２３２－４２４０
（２）企画提案説明書の交付期間及び交付場所
ア　交付期間　公告日から令和元年（2019 年）８月 14 日（水）まで
（交付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前９時から午後５時まで）
イ　交付場所　上記担当部局又は北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課のホームページ
（http//www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/）からのダウンロードによる。
ウ　資格審査申請書の提出
（ア）提出部数　１部
（イ）提出場所　上記（１）に同じ
（ウ）提出期限　令和元年（2019 年）８月 14 日（水）午後５時必着
（エ）提出方法　持参又は郵送（書留郵便）による
（オ）申請書の内容　別紙様式による
エ　企画提案書の提出
（ア）提出部数　８部（事業者名を記入したもの：１部、事業者名を記入してないもの：７部）
（イ）提出場所　上記（１）に同じ
（ウ）提出期限　令和元年（2019 年）８月 16 日（金）午後５時必着
（エ）提出方法　持参又は郵送（書留郵便）による
（オ）企画提案書の内容　別紙様式の記載内容による

オ　プロポーザルに関するヒアリング
企画提案書の内容についてヒアリングを実施するが、日時及び場所について別途通知する。
なお、ヒアリングには、当該事業の責任者となることを予定している者が必ず出席すること。

９　その他

（１）企画提案書が次のいずれかに該当する場合には無効となることがあるので留意すること。
ア　提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの
イ　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
ウ　記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
エ　虚偽の内容が記載されているもの

（２）プロポーザルのヒアリングに参加しなかった場合のプロポーザルは無効とする。
（３）企画提案に係る経費は、企画提案を行う法人の負担とする。
（４）提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
（５）企画提案の採否については、文書で通知する。
（６）提出された企画提案書は返却しない。